

使いまして、第三号被保険者の方の三ヶ月間と、その配偶者でいらっしゃる方の二号被保険者期間について整合性に欠ける、そこがある問題、そういう方の件数を調査した結果でござります。

その調査の過程では、そのうち受給権者が方が何人かという把握はいたしておりますが、現状では、御質問にはお答えできる数字がございません。

○田村(憲)委員 百万件、百万人、どっちですか。

○石井政府参考人 ある一時点での調査ということで申し上げておりますので、約百万件といふことで申し上げたいと思います。

○田村(憲)委員 百万件が何万人かというのは、かなり近い数字なのか、さっぱりわからないのか。つまり、百万件が百万人に近いのか、それとも、そうじやなくてかなり進いがあるのかといふのは、どうなんですか。

○石井政府参考人 おおむね近いというふうに理解をしております。

○田村(憲)委員 きのう、ちょっとお聞きしたところ、正確な話ではないんだろうけれども、二十万人ぐらいが受給者じゃないのかなどいうようなお話をお聞きしましたよ。

私は何でこんな質問をするかというと、これらは定めを、残りの八十万人と仮定すれば、その方々からされていくわけです。最終的に記録が不整合なまま残る方々は、八十万人のうちの何人かに、何万人か、何十万人か、余り何十万人もいては困るんですねけれども、なるわけですね。その間の方々は、裁定をされるから、ちゃんととした記録になる。

問題は、そのときに裁定された方々が、要はたくさん未納期間が発生すると、これは年金をもらえないくなる可能性がありますよね。すると、その方々のその後の生活に大変だというような、そういう問題意識があつたから今回のようなことを運用でなされたのかということを尖はお聞きをしたい

んですけれども、そういう理由なんですか。

○大塚副大臣 三月二十九日に至る議論の過程、私もつぶさに報告を受けました。今、田村議員が御指摘になつた点も考慮すべき点として検討され

たというふうに理解しております。

○田村(憲)委員 ならば、もうちょっと記録を確認して、今ほつたような、裁定によって減額といいますか、本来の記録に戻つて、年金の「うなれば未納期間、それによって受給する年金額、これ

が少なくなる人々、かなり少なくなるという話でしようね。例えば、三ヶ月や四ヶ月くらいの話ならば財務範囲かもわかりません。五年も十年もとて申し上げます。

○田村(憲)委員 どういふうに理解しております。

しかし、それは委員が言われるように、低年金あるいは無年金ということを避けるためにどうし

たらしいのか、こういう点も、これはもう十分考

えなければならないというふうに思いますので、思つております。

それは、これから私どもが考えていく法的な改正も視野に入れて、抜本的な解決をするとさにはそ

ういうことも考慮しなければというふうには思つております。

しかし、この問題は本当に難しくて、公正とい

うことを考えて、あくまでも正しい記録に基づいて年金額を決めていく、あるいは引き続き年金額

を決めていく、あるいは縮減していくとかいう、

その公正さの問題。それから一方で、自分は三号

の受給額になるかもわからない。そこまでちゃんと

と調査をされた上で、その上でどういう対応をす

べきかということを立ちどまつて考えるべきだつ

たんじゃないのか。

じゃないと、余りにも、今までさんざんばらそ

ういうことは起こつてゐるわけですよ。その方々

のは、すべて出てくるわけじゃないわけですね。

今まで既に起つた方々で、低年金の方々、黒

年金の方々がおられるわけですよ。そちらへの対

応がまず第一であつたんじゃ

ないんですか。これからの人たちは、これから成

定していくわけですから、まだ年金の受給に結び

つく方々は確時は来ますけれども、百万人とい

ういうのが受給者じゃないのかなどいうようなお

話をお聞きしましたよ。

私は何でこんな質問をするかというと、これが

いたします。

○牧委員長 次に、坂口力吉。

いたします。

○坂口(力)委員 細川大臣、お疲れさまでござい

ます。

また年金の問題をここで聞かなきやならないと

いうのはまことにいろいろ話でございまして、厚生

労働大臣というのは、次から次と問題が起つて

きて、なかなか休む暇もない、責められることは

かり、本当にお気の出だと私も率直に思つております。

先に断りをさうでおかなきやならないんです

が、きのう、きょう質問ということをお聞きしま

して、きのう一日スケジュールがあつたものです

から、ゆうべ帰りましたから質問をつづつもの

ですから、皆さんの方にこの質問の通告をするの

べきかといふことを立ちどまつて考えるべきだつ

たんじゃないのか。

ただたんじやないんですか。これからの人たちは、これから成

定していくわけですから、まだ年金の受給に結び

つく方々は確時は来ますけれども、百万人とい

ういうのが受給者じゃないのかなどいうようなお

話をお聞きしましたよ。

私は何でこんな質問をするかというと、これが

からされていくわけです。最終的に記録が不整合

なまま残る方々は、八十万人のうちの何人かに、

何万人か、何十万人か、余り何十万人もいては困るんですねけれども、なるわけですよ。その間の方々は、裁定をされるから、ちゃんととした記録になる。

問題は、そのときに裁定された方々が、要はた

いわけありますけれども、でも、大事なところは、各局が来まして、今こういう問題があります。あるいは、あいう問題がありますと、それを各局がいろいろと教えてくれまして、一週間くらい開き続けた記憶がございます。それはもう幅広いですから、聞いても右から左へ抜けていくようなもしますけれども、たくさんのことを見た記憶があります。

それで、この事務手続書の中にこの年金の運用三号の問題が書いてあったかどうかです。後ろを見ておみえになるところを見ると、余りお読みになつてないんだと思うと思いますけれども、これだけ重要な問題でありますから、きちんと書いてあつたかどうかです。書いてなかつたとしたら、年金の長老と言われた長妻前大臣はもつてのほかだと思うんです。しかし、もしかやんと書いてあつたとしたら、大臣が私は知りませんでしたと言つるのは通用しなくなる。

だから、これはなかなか大事な話で、全部それをじらんになつたかどうかは別にして、引き継ぎ書としてもらつた以上は、それはもらつたといふことですから、大臣がそれをじらんになるということですから、お話をいたしまして、国民の年金制度を活用するにつれて、大切なところですをお聞きをしたいと申します。

○細川国務大臣 先生言われるよう、あの引き継ぎというのは量がたくさんあります、私としては、どうだったかとちょっと記憶はありませんけれども、今御指摘されましめたから、確認をしてお答えをしたいというふうに思います。

○坂口(力)委員 おさず出しが遅かったということもありますが、これは多分、厚生労働省そのものはすぐわかる話でありますから、これおおよそ思いますから、大臣がごらんにならなくても、厚生労働省のお役人がぱっと行って、そして、この運用三号のことを書いてあるかどうかと引き継ぎ書なるものは置かれているんだろうといふふうに思いますから、大臣がごらんにならなく答弁をお願いしたい、こう思います。ひとつお役

人に、早く調べてこちらへ知らせということを止めていただきたいと思います。

○細川国務大臣 まことに申しわけありません。今調べさせて、報告を受けてからまた御報告します。

○坂口(力)委員 この問題がこれまで終わりますと、さらに後の時間は短くなってしまうんですが。

もう一つ、皆さん方のお手元に一枚配らせていただきましたが、内容を読ませていただきますと、「現実の問題として、国民の生活実態と整合しない年金記録が多数存在する。そのような場合に、両者が完全に一致させるべく徹底的に整合性を追求することも一つの対処方法であるが、他

方、そのような不整合が生じたことについて行政側の責任がある場合は、あえて国民に大きな負担を強いることなく、これまでの届出の結果を尊重し、整合性の追求を一定範囲にとどめることも一つの対処方法である。これは年金制度を運用していく上で、最も重要な範囲で許されるものであり、通知により今回の対応を行ふこととしたもの。」

○細川国務大臣 先生言われるように、あの引き継ぎというのは量がたくさんあります、私としては、どうだったかとちょっと記憶はありませんけれども、今御指摘されましたから、確認をしてお答えをしたいというふうに思います。

○坂口(力)委員 おさず出しが遅かったというのもあります、これは多分、厚生労働省そのものはすぐわかる話でありますから、これおおよそ思いますから、大臣がごらんにならなく答弁をお願いしたい、こう思います。ひとつお役

わけですね、今回の結論は、厚労省として、それは、行政側の責任があるというふうに認められた結果、そういうふうになつたと理解させていただきます。

○大塚副大臣 大変重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

まさしく行政側の責任とは何であるのかということがボイントになるんですが、一点は、先ほどおいてまつちりすり合わせをしていたかどうか、その記録の空合ですね、この問題があります。

田村議員の御質問の中でお答えしました、現在にありました。一つは、「私は、平成十九年二十一年に、ねんきん特別便」という形で、国民の皆さんが社会保険、厚生労働省から記録をお届けしているわけですね。あなたの記録はこれでよろしいですかとお尋ねを平成十九年二十一年にお届けしているわけです。

ところが、そのときの記録は、本来は一号の方でも、不整合なまま三号の記録として行政側が田村議員の皆さんにお届けをしているわけですね。あなたの記録はこれでよろしいですかとお尋ねを平成十九年二十一年にお届けしているわけです。

そこで、そのときの記録は、本来は一号の方でも、不整合なまま三号の記録として行政側が田村議員の皆さんにお届けをしているわけですね。あなたの記録はこれでよろしいですかとお尋ねを平成十九年二十一年にお届けしているわけです。

そこで、そのときの記録は、本来は一号の方でも、不整合なまま三号の記録として行政側が田村議員の皆さんにお届けをしているわけですね。あなたの記録はこれでよろしいですかとお尋ねを平成十九年二十一年にお届けしているわけです。

したがって、平成十九年二十一年のねんきん特別便の中においても、不整合な記録が行政側から届けられたということも行政側の責任の一つであるというふうに考えております。

○坂口(力)委員 ねんきん特別便というのは、私も送られました。それは、これで合っていないふうですかということを問うておるわけですね。だから、それは、違っていたら、いや、これは私は違いますということを書いたためのものなんですね。

それで、これを一読させていただきただけではあれば、送られてきた特別便を見て、「私は、この期間は自分の配偶者が夫婦としていたのにどうして二号になつてきているのかしら、これは、二号のはずだわ」というふうに気がつくんですけど、そういうふうに思ひ直しました。読み直しをいたしました結果、貞中辺に「他方、そのような不整合が生じたことについて行政側の責任がある場合には、」

私はなかなか理解ができなくて、二回、三回と読み直しをいたしました。読み直しをいたしました結果、貞中辺に「他方、そのような不整合が生じたことについて行政側の責任がある場合には、」

これがどうですかということを問うておるわけですね。だから、それは、違っていたら、いや、これは私は違いますということを書いたためのものなんですね。

だから、もちろん、中には制度をよく御存じの方が、私はこの期間は二号じゃない、でも三号の方までのがいいかなという御判断で行政側に修正を申し出なかつた方々もいらっしゃるかもしれません。しかし、一体それがそういうことであったのかということは、今となつてはお一人お一人に

確保するすべもなかなかないということは、これは与野党関係なく、先生方に客観的な事実として御理解をいただきたいというふうに思います。

○坂口(力)委員 それは、いわゆる便をこちらから出す場合に、出す方も、もう御主人がやめておみえになるのに二号になっているということが一見してわかるものありますね、御夫婦のを出す

んですから。それらは具体的に、これは間違つているなどかんとかいうこともチェックするとなしに、今まで書いてあつたものをそのまま出

しておる、こういうことがありますね、御夫婦のを出してある、こういうことになるんでしょうかね。

もうこれは余り、何回かやつたつて意味がありませんので。

それで、ここは、一応これは行政側の責任を認めました。一応認めたから、整容性の追求を一定範囲にとどめるということにしたわけですね。そこはそれでよろしいですね。間違ついたら間違つていると、簡単に。

○大塚副大臣 昨年二月二十九日に至る議論を調査した限りにおいては、行政側にも一定の責任があるということを認めた上で今回の決定だったといふふうに認識しております。

○坂口(力)委員 今回の場合は、消えた年金と違いまして、御主人が会社を変わられた、あるいはまた自分がアルバイトをしてたくさん取つていた、取らなくなつた、そうしたことがあつたときに、年金をきつと届け直しをしなければならないんですね。忘れた年金ですよ。消えた年金じゃなくて、これは忘れた年金です。消えた年金は行政側の責任として認めないんですね。消えた年金こそ行政側の責任であつて、これは忘れたんですね。行政側の責任もあるかもわかりませんが、個人の責任もありますわね。そうでしよう。

このところは行政側の責任といふうに認めていますが、これはなかなか前に進まないところがあるんですよ。各都道府県に委員会をつくつてもらつて、そしてそこで見てもらつていますけれども、けられて、なかなか受け付けない。本人の届け出、それはいかにこうだつたと

いうことを傍証もつけて届け出をしましても、なかなかうんとまつてもらえないことが多い。消えた年金の場合には、そういうケースがたくさん地域で起つていて。

行政側の責任を認めるというんだつたら、私は、この消えた年金こそ行政側の責任が大きかつたと思うんですが、それだつたら全部みんな同じようにしなきやならない。そこはどう振り分けられるんです。行政側の責任というのは何を基準にして行政側の責任ということを決めておみえになりますかというをお聞きしたい。

○細川国務大臣 先生がおっしゃるよう、この問題については、本来ならば届け出をしなければいけない当人のいわば責任でありますけれども、

しかし、その本人が忘れていたのではないか、だからこれはむしろ本人の方にそういう責任があるのではないか、こういう御感想だと思いますが、

ただししかし、忘れておられる人に対しては、あなたは一号被保険者として届け出をしなければいけないんですね。それで、払つた人もそれがまた違うところへ行つたりして、いわゆるちぎれちぎれになつて、そして消えたといったふうにござれたりもします。そういうこともあるわけですね。これこそ、

本当にやらんとしてこなきやいけなかつた問題ですね。

だけれども、年金というのが、それぞれの企業を中心にしてできたり、だんだんそれが合併されてきて、つにまとまってきたものですから、その過程においてはその辺のところがしっかりとして

だつたと私は思っています。

たは一号被保険者として届け出をしなければいけないんですね。だからもしおられたとおもつたが、届け出をしただけであつて、御本人の方に

頑などで効果をしただけであつて、御本人の方にあつたりしたというようなことでありますか

ういうようなことをしていなかつたということ

いなかつた。ただお前だけしか知らないなかつたところが、平成十年までは、本当に一般的に書類などで効果をしただけであつて、御本人の方にあつたりしたというようなことでありますか

ういうことがでいいなかつたからこれは行くべきものであつた。

そういうことができていなかつたからこれは行くべきものであつた。が今おっしゃるようだ、それはきつとやつてお

は、個別に効果をしたこともありましたけれども、効果のしつ放しというふうなことです。

そして、十七年からは、ここは届け出をするようになつたとおもつたが、届け出をしなけれ

ば、一定期間の後これを強制的に一月に定め

こういうこともやつてゐるわけなんですかね。も、先ほど、忘れていた人も責任があるのではなくいかということに対しても、私は、社保庁の方も、しつかり届けるようつてということで、法律どおりのやり方をやるべきであつたのではないかといふうに思つております。

それから、今、厚労省の方から連絡がございまして、先ほどの私の引き渡しの件でござりますけれども、前大臣からの私への引き渡しの中には、このいわゆる運用二号の件についてはなかつた、

それから、今、厚労省の方から連絡がございませんといふことです。

○坂口(力)委員 では、最初の問題を先に決着をつけたいというふうに思います。

大臣おっしゃるよう、それは「常にそういうふうにやつてゐるにこしたことはないわけですね。だけれども、今までそこまで丁寧にみんな

やつてこなかつた。これだけの問題じゃないわけですね。それで、払つた人もそれがまた違うところへ行つたりして、いわゆるちぎれちぎれになつて、そして消えたといったふうにござれたりもし

た。そういうこともあるわけですね。これこそ、

本当にやらんとしてこなきやいけなかつた問題ですね。

だけれども、年金というのが、それぞれの企業を中心にしてできたり、だんだんそれが合併されてきて、つにまとまってきたものですから、その過程においてはその辺のところがしっかりとして

います。

年金記録、特に先生のおられる社保庁の、行政の責任によつて、せつかく払つた保険料が本人の

基礎年金番号の記録の方に記録されていない、それは今一生懸命、それを回復するために努力もさせていただいているということも御理解いただけます。

○坂口(力)委員 御努力されていることは致意を表したいといふうに思いますが、行政側の責任、これは行政側の責任だ、占任でないんだといふ判断は一体何によつて行うのか。それは行政マ

ンが自分たちで行うべきことなのか。

こういうときには行政側の責任として処理をすべきだというふうなことはきつと法律で定めておいて、そして、それに従つて行政マンが勤くと

いうふうにするのが筋ではないかといふうに思つておつしやるようだ、それはきつとやつてお

は、行政側の責任といふものを見つけるのが筋ではないかといふうに思つておつしやるようだ、それはそれで決断として私は結構なことだと思うんです。それだつたら、先ほど

申しましたように、消えた年金の方も、これは行うふうに書いてある。そうしますと、これはも

政側の責任はもつと重かった。もつと重かつた方は本人の届け出等はなかなか認められないという状況に置いておいて、ここだけを届け出を済ました後をつづつてもらつて、そしてそこで見てもらつていますけれども、けられて、なかなか受け付けない。本人の届け出、それはいかにこうだつたといふうに思つております。

それから、今、厚労省の方から連絡がございませんといふことです。

書いてなかつたという話に移りたいと思います。

○細川国務大臣 その消えた記録の問題、実際は保険料を納めていたけれどもそれが本人の記録に載つてないというようなことについては、これは行政の責任でございますから、今、記録の回復に向けて最大の努力をいたしているところでございます。

今やつておりますのは、大きいところでは、紙台帳とコンピューターの記録の突合をいたしておりまして、その突合によつてどのような形で突合されています。そのためわざわざ突合をしていないかということがわかりましたならば、それを回復させて、御本人に納めた年金どおりの年金が支払われるような、そういう作業も今やつております。

う、これから、法律をつくらずに、この辺のところは行政の裁量で行うべきことだ、これは行政の責任であるかどうかという判断は行政マンに決めさせると。

どうしましても行政マンは、自分たちのやつたことですから、それはできたら責任はないようにならざるを得ない。これはこの程度でおさめたいとか、いろいろ、これはこの程度でおさめたいとか、それは思いますよ。行政マンの責任のあるなし、あるいはまた程度、そのところはやはりきちっと決めておかないと、この年金制度というものをこれからやっていくために、非常にいる弊害になつてくるのではないか。これは、つ指摘させていただきたいというふうに思います。

さて、最初の問題に戻りますが、長谷川大臣から引き継がれた引き継ぎ書の中にはこの問題は書いてなかつた。これはやはり問題ですね。これだけ大きな問題を次の大臣に引き継ぐのに、引き継ぎ書に書いてないというのは、これは私は問題だと思いますね。

細川大臣はさわなくともみんなよく御存じだから書かなくていいというふうに思つたのかどうかは知りませんけれども、でも、大臣がよく御存じである、御存じではないは別にして、現任一派問題になつていて、これから先、それをさらに引き足してやつてもらわなければならないことは、あの中に書くんですね。それがその中に書いてなかつたといふのは、ミスター一年金とさわれた人にしては甚だ落ち度があつたといふことでしようかね。

だから、ここは、厚生労働省の中の引き継ぎ、次から次にかわるわけですから、継続しておる問題がたくさんあつて、大事な問題がある。大事な問題はきちっと引き継ぎもし、そしてちゃんと書かれてもらわないと、大臣もわからぬですよ。ですから、そのところはひとつこれから改革をしてもらいたい。

大臣に何を報告するのか。全部報告されたらまたものじやないですね。多分、今、厚労省の

お役人、数万人はお見えになると思います。私の

ときには国立病院がありましたから十万人だったんですけども、国立病院はちょっと独法で横にいました。それでも、でもまだ数万人はお見えになる

といふうに思います。だから、「タータ全部報告してもらつたら、厚生労働大臣はパンクしてしまいますね。だけれども、大事な問題は大臣にき

まいますね。ちつと報告をしてもらわなければならぬとして、引き継ぐときはちゃんとそれは書いておいてもらわないと僕は思つてます。

そうしますと、大臣としては、その引き継ぎ書の報告を受けられた、その現状の報告を受けられました。そういうふうに理解しておるしゅうござ

いましたが、その後、各局からいろいろ現状の報告を受けられた、その現状の報告を受けられました。そういうふうに理解しておるしゅうござ

いましたが、引き継ぐときはちゃんとそれは書いておいてもらわないと僕は思つてます。

そこで、引き継ぐときはちゃんとそれは書いておいてもらわないと僕は思つてます。

ことになつているのはおかしい。

その局長通達をひとつ直してほしいうことになりました。それで、これは変えてもらひました。そして、外国人被爆者にも手当が出るようしてもらつた。まだ十分とは言えませんけれども、でも、随分前進したというふうに思つています。

この辺のところ、局長通達を出したら、その出した局長通達は、こういう通達を出しましたといふことがきつと大臣のところに来るようになります。あるいは、局長の場合には局長がきつと把握するということがあります。その辺のところもさつと整理をしていただかないで、今回のようことが起つてしまつという可能性がありますので、そこはひとつ大臣のもとで整理をしていただきたいというふうに思います。

あと四分ぐらい残しておりますけれども、後の方は古屋さんですか。それでは、あとはもう古屋議員にゆだねまして、私の質問はこれだけにさせたいとおもいます。

ありがとうございます。

○古屋(範)委員 昨日も西宮市長、また宝塚市長がいらっしゃいまして、大臣副大臣に安全性の確認について要望があつたところでもござります。

西宮市からは、こちらと宝塚におきましてはロット番号が同じであつたということで、自治体の方で先にワクチンの使用を差し控えていたといふことがあります。その要望の中にも、周

囲いで迅速に小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンの接種を一時的に見合わせることを決定してくださいました。

○牧委員 次に、古屋範さん。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。

きょうは、予防接種の問題についてお伺いをしてまいりたいと思っております。

先週でございますが、小児用肺炎球菌ワクチン

が報告をされました。聞いておりますのは、昨日まで五例といふには何回ておりますけれども、その経緯、そしてきょう、現時点までの厚生

省以上に考えておるところがありますね。

例を挙げますと、かつて原爆被爆者の中での外被爆者の皆さん方に対しては手当を出さない

ことになつていた。これは法律ではなくて局長通

令でございました。これは法律ではなくて局長通

令でございました。これは法律ではなくて局長通

令でございました。これは法律ではなくて局長通

令でございました。これは法律ではなくて局長通

されました。

経緯としては以上でございますが、ワクチン接種と死亡例との因果関係については、報告医師によれば、いずれも現時点では評価不能または不明とされておりますものの、死亡事例が相次ぐという状況はこれまで見られなかつたこと、また、治療薬とは異なり、接種を一時見合わせても直ちに実施するまでの間、先週の金曜日付で念のため接種するということです。そのため、治療薬を一時見合わせ、きょうこの時点に至つては

健康上の問題とならないため、因果関係の評価を実施するまでの間、先週の金曜日付で念のため接種を一時的に見合わせ、きょうこの時点に至つてはあります。

○古屋(範)委員 昨日も西宮市長、また宝塚市長がいらっしゃいまして、大臣副大臣に安全性の確認について要望があつたところでもござります。

西宮市からは、こちらと宝塚におきましてはロット番号が同じであつたということで、自治体の方で先にワクチンの使用を差し控えていたといふことがあります。その要望の中にも、周

囲いで迅速に小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンの接種を一時的に見合わせることを決定してくださいました。

○大塚副大臣 今御下問の点につきましては、正

確に申し上げますと、小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンを含むワクチンの同時接種が昨秋始まつておりますが、その接種後の死亡例が

かつた。それぞれなんですね。基礎疾患がある方

あるいはない方などと申しますと、Hibワクチンと

の同時接種あるいはDPTとの接種また、昨日

の宮崎はHibワクチンプラスBCGというふう

に何つております。こうした、それぞれ接種の内

容、また状況は違うようなんありますけれども、米国で、Hibワクチンの方は約二十年前に接種を開始された、小児用肺炎球菌ワクチンの方

は約十年前に開始をされたということです。

当局が徴収をしているということが、その負担をしていただけ上での業務の煩雜さや、あるいは正確な情報入手、あるいは両方を総合した情報を入手する上で大きな障害になつておりますので、とりわけ税と社会保険料の合理的で効率的な制度をつくる上で、この社会保険番号は極めて重要な役割を果たすというふうに認識をしております。

○あべ委員 そのところは私は重要だと思つておりますが、特に、国民からの観点でいいますと、この給付と負担というのは上から目線でございまして、大切なのは行政の縦割りの部分だと私は思つております。この行政の縦割りの部分をもつと取り扱つて、国民視点すべての制度を見直していくという観点からいいうと、私はこのデータベースのつくり込みの仕方が本当に大きくなる影響で、それも極めて重要な御指摘で、そういうことにならないように、政府全体、つまり行政が全体で共同して使う番号制度をつくつていかなければならぬと思っておりますので、もう一つのことは、それこそ党派の関係のない共通の重要課題だと思っておりますので、御協力をいただきたいと思います。

一つ、数字だけ訂正させていただきますが、先ほど厚生年金保険料率を約一七と申し上げましたが、正確には一六・〇五八でございましたので、その点だけ訂正させていただきます。

○あべ委員 その縦割りの部分でデータが横断的に使われるかどうかということは非常に大きな部分でございまして、特に、社会保障関係に関しましては地方自治体も絡むことでござりますので、理解でよろしいでしょうか。

○大塚副大臣 これは実はなかなか難しい問題で、クラウドはちょっと前の議論で言えば分散型

コンピューティングということでございますが、システムは、ITの世界は日進月歩でございまして、どのような業務、つまり業務要件に対してもどういったことがあつてはならないと思つております。

したがつて、もし、この社会保障制度の今後のあり方とかその基盤となる番号制度の業務要件がものとなるのであればそうするべきだと思いますし、逆に、メインフレームで、集中型で処理した方がいい場合もありますので、そこは今後の議論だと思います。

ただ、一点重要なのは、どうも我が国では、何日本年金機構、旧社会保険庁のシステムも、そうあれば何でもできるという発想で、物すごく複雑な業務要件をシステムサイドに譲ることによつて、システム自身が制御できなくなります。今のウドがいいかどうかは別にして、今後の社会保障制度改革においては、業務オリエンテッドなアプリケーションとシステムオリエンテッドなアプローチ、両方をイーブンで検討を加えていくことによつて、本当にハンドリングが可能で、サステナビリティの高いものをつくるなければならないと思います。

○あべ委員 私は、このデータベースの管理の仕方が、社会保障制度の、特にその行政の縦割りの中の六に落ち込んだ方々をどう救済できるかといふことが非常に重要な部分であつて、給付と負担の部分は国がどう考えるかの話であります。ですから、横断的に、引っ越しをしてても困らぬ、新たなるところに行つてすべてをゼロからやり直さなきゃいけない、電子政府の観点と、さらにこれは総務省統一の、地方自治体のデータベースをどう連動させるかということにつながりますので、副大臣、これはクラウドを使用していくという理解でよろしいでしょうか。

○大塚副大臣 これは実はなかなか難しい問題で、クラウドはちょっと前の議論で言えば分散型

この病気になつたら損、この障害だつたら優遇で、この障害を持つてないなら全く待遇されてしまうということがあつてはならないと思つております。

したがつて、この社会保障制度をクラウド型、分散型コンピューティングに適したものとなるのであればそつるべきだと思いますし、逆に、メインフレームで、集中型で処理した方がいい場合もありますので、そこは今後の議論ですから、この社会保障番号をクラウドで管理していくといったときに、一番反対したのはいわゆる行政の方々であります。これは省庁の再々編成につながるからであります。皆様方、政治主導とおしゃつてくださるのなら、官僚を無視し過ぎた変な政治主導ではなくて、官僚の方々と手をとり合つた形の、しかしながら、国民目線で、何をやつしていくかということをもつと前面に出してやつていただけたらと思います。

時間になりましたので、質問を終ります。

○牧委員長 次に、加藤勝信君。

○加藤(勝)委員 自由民主党の加藤勝信でございます。私の場合は、きょうとあした、三十分ずつといふことで質疑をさせていただきます。

○加藤(勝)委員 まず、第三号被保険者の記録不整合問題について取り上げさせていただきたいと思います。

先ほど、我が党の田村委員からも御質問させていただきました。大臣の課長通知の発出あるいは課長通知そのものの認識についてはございましたが、ほかの政務三役の方は、十二月十五日に発出されたことをいつ御存じだったんですか。担当の副大臣、政務官にお伺いいたします。

○岡本大臣政務官 大塚副大臣は、十一月時点で御就任されておりませんでした。

私は、十二月十五日のこの免出の前に、年金局からこういった通知を出したいという旨の話を聞いておりました。

もう少し説明をさせていただきますと、当時の案件で協議をすることがあり、話をする中で、年金局の方から、運用三号といふものが、既に大臣決成がおり、そして実施をするための手続をとつて実施をするという状況になつております。それで、この運用三号、我が党の世田谷委員が予算委員会の質疑の中で取り上げておられます。その運用三号の対象者がよくわからないんですね。

説明、内容についてももちろん伺いました。その時点でお手遅れを感じたのは事実としてありますけれども、組織としての維持性というのもあります。それについての、免出について聞いたといふことでございます。

○大塚副大臣 私自身は、一月の十八日に認証を受けまして、その日に引き継ぎ式をやりました。先ほど、大臣にも坂口先生から御下問がありました。私が資料の中にそれが入つていたかどうかは、今現在は確認をしてみないとわかりません。ただ、翌十九日から各局のレクが始まりまして、年金局の最初のレクのときにこの運用三号の問題は報告を受けたというふうに記憶をしております。

○加藤(勝)委員 そうすると、すなわち、十五日の課長通知、きょうの新聞を見ておりますと、決戻、要するに、役所の中で決戻がありますけれども、決戻は大臣のところまでは当然行つてなかつた、あるいは政務三役のところには行かずに出でました。そういう形の記事があつたと思いますけれども、そういう認識でよろしいんですか。

○岡本大臣政務官 先ほどお話をしましたように、話として十五日より前に私は聞いておりましたし、専務方がすべて手続として独断で行つたというようなことではなくて、相談としては受け取ったということは大臣関係としてあるということは御理解いただきたいと思います。

○加藤(勝)委員 いずれにしても、いわゆる、皆さんは政務三役というお言葉が好きであります。が、政務三役は知つておられたということ、個々という意味じゃなくて、政務三役のグループとしては知つておられた。こういう認識だということですね。

それで、この運用三号、我が党の世田谷委員が予算委員会の質疑の中で取り上げておられます。その運用三号の対象者がよくわからないんですね。

先ほど二千四百人ということをおつしやつていま

すが、たしかに公明党の方の質問主意書によると、

十二月十五日以降一月末までが二千三百三十一人といふ数字。そうすると、一休いつ申請をされた、いつ持つてこられた方が対象になつてゐるのか。

課長通知を見ると一月一日のようにも思えますし、そういう議論を開くと十二月十五日のようと思えるんですね。

何が今申し上げたいかというと、本件の場合には、この運用通知以前からいろいろな問題があつたというのが一つあります。それから、運用通知に係るものはどうするかという二つの問題があると思うんですね。そうすると、この二つの問題を確認したい、こういう趣旨からの質問でございまして、いつから始まっているのかというのが一つ、それから、先ほど、一月三十日、一月二十日と言つていますけれども、きょうは三月の八日ですか、二月末までの数字というのはないんですか。

○大塚副大臣 数字については事務方からお答えさせていただきますが、いつから適用ということが、一月一日からこの運用三号を実施するという通知が出ていることはもう先生御承知のとおりでございまして、日本年金機構の事務手続を見るところ、一月の十五日に通知が届き、その段階で、機構内のいわば事務処理の手順書みたいなものが整備をされているわけでございますが、七月十五日の通知が発出されて以降は、いわば受益者あるいは裁定申請者の皆さんの不利益にならないよう、運用三号の趣旨を踏まえて適切に対応するよう指示が出ておりますので、その結果、平成二十三年一月一日から実施するようなどといふことは、裁定申請者の窓口にお持ち込みになつてあるいは裁定申請者の皆さんの不利益にならないよう、運用三号の趣旨を踏まえて適切に対応するよう指示が出ておりますので、その結果、

とうふうに思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

一月三十日までの受け付けの数字以降の数字といふことで、現在、私ども、年金機構から報告を受けおりまして、年金機構といたしましては、二月二十日までの受け付け、累計といたしまして五千八百五十四件、いわゆる運用三号の適用の申し出を受けておる件数でございます。

それで、今の、大塚副大臣、思うという議論ではないで、どうなつていているかということを聞いていますから、そこはしっかりと説明を

していただきたいんですけども、事務方でも結構ですが、どうなつてているのか。要するに、運用

三号の現場での取り扱いをどういうふうに切り分けているのか。十二月十五日から来たものについて、二週間ぐらい事務処理がかかるから、それが一月、口に回るから、口ということなかわかりませんが、いずれにしても、いつ申請を受けたものからこれを適用するということに、機構に対して指導し、対応されていたのか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。
私ども、昨年の十二月十五日付で、日本年金機構に対しまして、いわゆる運用三号の取り扱いを実施時期の連絡をいたしました。十二月十五日にその旨の連絡をいたしましたので、大塚、その運用三号による取り扱いを始めます二十三年一月一日と、それから、通知を出しましたので、年金機構は十二月十五日までの間の約二週間の取り扱いといふのが問題になるわけでござります。

そこで、私どもいたしましては、この十二月十五日の受け付け以降のものにつきまして、いわゆる運用三号の取り扱いをするということで年金機構に話いたしました詳細がござります。

ゆる運用三号の取り扱いをするということで年金

機構に話いたしました詳細がござります。

○加藤(勝)委員 そうすると、通知はまだ一月一日になつて、さらにその連絡で十二月十五日に適用時期をさかのぼつていたということですか。それは次のとおりとする。」ということで、受給者は既に成定が行われてることから現状を変更しないものとするということになるわけです。

○石井政府参考人 私が今申し上げましたのは、実際、いわゆる運用三号の取り扱いにのつとりまして、三号の不整合期間について訂正をしたり、

あるいはそれにに基づいて成定をする、そういう実施時期は平成二十三年一月一日以降ということを申し上げたつもりでございます。

その中の受け付けの日付といたしまして、十二月十五日以降受け付けたものについて、二十三年一月一日以降の事務処理をするということを今申し上げたわけでございます。

○加藤(勝)委員 いや、だから、それを文章にしたものはあるわけでしょう。それを出していただけませんかと申し上げておるんです。

○石井政府参考人 私どもから日本年金機構に付しましてその旨の文章を出したということはございません。日常の、私どもと日本年金機構の間の仕事を進める上での連絡の中でいたした次第でございます。

○加藤(勝)委員 これは、非常に国民の権利義務にかかわるもののが文章でもなくして日常のやりとりの中で行われている、ずっとそうだったのかもしれないけれども、ちょっと何とも申し上げられませんけれども、ちょっと何とも申し上げられないという問題だ。そのことは確認をさせていたいたいたということです、次に行かせていただきたいと思います。

○加藤(勝)委員 そうすると、今のお話をようくお聞きして、そこは訂正をして減額をしていくことになつて、第一号被保険者期間につきまして、第一号被保険者期間で訂正をするというのが考え方にならうかと考えております。

○加藤(勝)委員 そうすると、今のお話をよう

とならないことについて留意願いたいと。こうい

う文章の後に「第三号被保険者期間として記録が

理されていた期間が、実際には第一号被保険者期間であつたことが事後に判明した場合の取扱いは次のとおりとする。」ということで、受給者は既に成定が行われてることから現状を変更しないものとするということです。そういうことで、受給者は既に成定が行われてることから現状を変更しないものとする。」

○石井政府参考人 私が今申し上げましたのは、実際、いわゆる運用三号の取り扱いにのつとりまして、三号の不整合期間について訂正をしたり、

あるいはそれにに基づいて成定をする、そういう実

施時期は平成二十三年一月一日以降ということを申し上げたつもりでございます。

その中の受け付けの日付といたしまして、十二月十五日以降受け付けたものについて、二十三年一月一日以降の事務処理をするということを今申し上げたわけでございます。

○加藤(勝)委員 いや、だから、それを文章にしたものはあるわけでしょう。それを出していただけませんかと申し上げておるんです。

○石井政府参考人 私どもから日本年金機構に付しましてその旨の文章を出したということはございません。日常の、私どもと日本年金機構の間の仕事

で統一的な取り扱いというものが旧社会保険庁時代以来示されおりません。したがいまして、実際の取り扱いについては、統一がとれた形でのではなかつたのではないかと答えております。

ただ、本来の考え方といたしましては、その期間につきまして、第一号被保険者期間といふことで訂正をするというのが考え方にならうかと考えております。

○加藤(勝)委員 そうすると、今のお話をよう

くお聞きして、そこは訂正をして減額をしてい

ういうことになつていいなかつたのではないか、こ

ういう御発言ですよね。

そうすると、今、多分、年金機構に十二月三十

一日段階で既に支給されている中に不整合記録が

ありながらしかも訂正もされていない、そういう

方が十万人なか二十万人なかわかりませんけ

れども、そこに明確にいる、これは年金機構では

わかっているわけですね。逆に、わかっている人

以外はわからないといふ方が正解だ。だから、わかっている。

例えは、そういう方が十万人おられたとします。たまたま、これまでの本年の措置であれば訂正をしていかなければならないけれども、統一的な指導も十分でなかつたということで、記録としておかしいねということも機構側がわかつておりながらもずっと支給されている。訂正されない記録のまま支給されている方がおられた。

その方々がこの運用通知によつて、一月一日によつて、今言つた訂正されていない記録というものが、本来なら訂正しなきやいけないものを訂正しないでいいということになるわけですね。そうすると、一月一日によつて、今、受給権者という人々は不整合記録がありながらも、もうそれは本来の記録ですよと自動的にみなされたというのがこの通知になるんじゃないんですか。そこを教えていただきたい。

要するに、今問題になつてているのは、既定した約千人弱とかいうお話をされているけれども、しかし、この通知によつて、今言つた、受給をされてしまつておらず、不整合記録の事実は機構が把握している。しかし、そのことはもうよしにしまよ通知の効果になるんじやないんですか。

○石井政府参考人 この運用三号の取り扱い、ここに至る背景といいたしまして、旧社会保険庁時代に、平成二十一年の十二月でござりますけれども、当時の社会保険庁の職員それからOB職員に対しまして、まだ頭在化していないわゆる記録問題、そういうものがあれば回答してほしいといつたアンケートをいたしました。そのアンケートの回答の中で、第三号被保険者として記録管理されているその期間が実は不整合ではないかといふ記録が見られることがある、そういうアンケート結果がございました。

一方、先ほどの御答弁でも触れましたけれども、平成二十一年度は社会保険庁が、ある一時点ではござりますけれども、三月期間と二月期間に

不整合がある、そういう期間を持つておる件数が

約百三万件ということがわかつたわけでござります。

そこで、こういう方々が多数おられるということで、日本年金機構の方では今システム開発を進めております。これは、システム開発ができました……(加藤勝)委員「委員長、趣旨が全然違うから、ちょっとともうとめてください。そんな話をしているんじゃないでしよう、通知の効果の話を聞いているんですから」と呼ぶ)

いや、今申し上げようと思つたのは、委員の方の御指摘の中で、日本年金機構が不整合を把握しておるという御指摘がございましたが、今、その個々の方、受給権者を含めまして、被保険者を含めましてござりますけれども、個々の方の記録を、不整合期間がある場合にはそれを把握するためのシステム開発を今直めつある段階だと

いうことを申し上げようと思つたわけでござります。

○加藤勝(勝)委員 そうすると、不整合記録は判明していらないということですか、その方々は。

○大塚副大臣 その方々と同様御下間にかかる、日本年金機構はという御下間になるかによつて少し答えるが違うんですけども、ちょっと再整理させていただきますが、先ほどの先生の御下間にこの記書きの「受給権者」、この記書きによると、現状を追認するということになるんだなという御下問、それはそういう効果があります。

そして、その上で、日本年金機構側は、では、これが年金記録に不整合があるかというのを知つて、その中で、第三号被保険者として記録管理されているかというと、今は違うという自覚状況のある方は、それが御存じだということなります。

そこで、これはちょっと大臣に申し上げたいんですけども、これも世耕委員からお話をありますけれども、二月二十四日の大臣談話といふ話題については、制度をよく御存じで、御自分の記録が実は違うという自覚状況のある方は、それは御存じだということなります。

私がこだわったのは、この記録が見られることがあります。そのがあるということを知りまして、そしてその

ということなんですね。

だから、要するに、この事後的な判明ということが、すなわち、今、蓋然性としては不整合記録があるという、例えばここに東京が明らかにおられる。しかし、それは今おっしゃるように、機構と

しては、まだこの人に對してきちんととした不整合記録かどうか判明していないから、当然この一月に先ほどの私の答弁の中で触れましたシステム開発を実行することで把握されたケース、これはここでございます事後的に判明したということに該当いたします。

○加藤勝(勝)委員 そうすると、認識をしたということで、データとしては当然持つておられるわけです。だけれども、それは判明しているとは言わないとですね。そういう解釈ですね。ここは、うなずいているからそういうことによろしくですか。

では、そうすると、対象の数は、判明している人がだれもないということになりますから、今まで少し答えたが違うんですけども、ちょっと再整理させていただきますが、先ほどの先生の御下問に成定をしてきた人たち、成定済みの方々ということが、とりあえず今回の運用三号によって出てきている問題というごとに限定して議論していくべきで、こうふう思うんです。

その中で、これはちょっと大臣に申し上げたいんですけども、これが世耕委員からお話をありますけれども、二月二十四日の大臣談話といふ話題については、制度をよく御存じで、御自分の記録が見られることがあります。そのがあるということを知りまして、そしてその

を何でお算るのは金で言わないんですか。

○細川国務大臣 三月中旬に支払わなければいけない人がいないとか、そういうことを私は出つけないといつ思いますけれども、いつの段階でのことですか。

○加藤勝(勝)委員 いや、だつて、大臣の談話の中には、「年金の支給は留保する」と書いてあるんですね。だからそれはできませんといふ報告は、年金機構がおつしやつたから我々は留保する。しかし、それが留保する意味でしょう。しかし、それは今おっしゃるように、機関と

しては、まだこの人に對してきちんととした不整合記録かどうか判明していないから、当然この一月には、「年金の支給は留保する」と書いてあるんですね。しかし、それは今おっしゃるように、機関と

どうかということも検討もいたしました。

その検討の過程の中で、既成員者については、

法律上、一応、運用三号でやつたのだから、既に

権利は発生しているという点の考え方と、それか

らもう一つは、暫定払いの支払いについてももう

既にとめられない状況になつてゐるのではないか

といふことで、それをとめられるかどうかといふ

こととも含めていろいろ検討をしましたけれども、

なかなか最後の方までそれがわからなかつたとい

うところもありまして、最終的にもうやむを得な

いといふことの結論を出したのは、二十八日よりも

もつと後のことだつたと思います。

○加藤(勝)委員 そうすると、大臣は、もう既に

支給払いの手続が始まつてゐるということは、二

十八日、予算委員会の前に御存じだつた、そいつ

うことでよろしいですね。

○細川国務大臣 いや、暫定払いが行われるのが

三月の中旬だということで、それがとめられるか

どうかということについては、これはいろいろ検

討した結果、とめられないといふふうに最後にわ

かつたのは、もつともつと後のことだつたといふ

ふうに書いております。

○加藤(勝)委員 いや、進います。三月十五日

の暫定払いに向けて事務処理はもう既に進んでい

るということは、事務方は当然旨いますよ、そん

なことは、私から言つてみれば、こんな大臣ペー

パーを出すこと自体が事務方がおかしい、こうい

うふうだ思ひますよ。もつときちんと書かなければ

ば。

しかし、そうである以上は、大臣に対して、実

はこういう問題があります。もう支給手続が始

まりで、一月二十日段階、あるいは、二月十五日

ですから、二月の二十日段階ではもう既に事務処

理に回つてゐるわけじやないですか。何でそういう

のをきちつと言わない。そつすれば全然違う議

論になつていくんですね。要するに、委員会の審

議どいうのはそついうものだと思うんですよ。そこに

基づかなければ議論できないんですよ。そこには

そこがあつたら、政府側と我々がそこがあつた

ら、かみ合わないじゃないですか。そういうこと

をきちんととしていただきなさやならない。

私は、この問題は非常に、大臣がいつ知られ

て、その結論、確しいといふことをいつされたの

か、これはまた別途、参議院でも議論されると思

いますから、ここではこれ以上聞きませんけれど

も、しかし、非常にこれは私としては、特にあり

で質問した立場としては、余りにも誠実な対応で

はない。

○細川国務大臣 普通、そういうことがあれば、事務方から、い

や、申しわけないけれどもあの話はこうだとか、

そういうふうに来ますよ。我々のときはやつてい

ましたよ。やはりそういうことをきちんととしてい

ただかなければ議論はできないということを明確

に申し上げておきたいと思います。

あと、ちょっと時間がなくなつてしまつりました

ので、最後に一言申し上げておきたいのは、先ほ

ど何か議員立法云々というお話をあつたんですけ

れども、先ほど申し上げた本件の問題は、運用三

月の前までにあつたこの状況をどう解決するかと

いうのが一つあります。しかしあつて、運用

三月によって行われたこの事態をどう解消するか

という、一番目が含まれるんですね。さつき大臣も

谷井で、抜本的対策の決定後、年金額は減額され

いるのが一つあります。しかしあつて、運用

三月によって行われたこの事態をどう解消するか

という、二番目が含まれるんですね。さつき大臣も

谷井で、抜本的対策の決定後、年金額は減額され

いるのが一つあります。しかしあつて、運用

三月によって行われたこの事態をどう解消するか

という、二番目が含まれるんですね。さつき大臣も

谷井で、抜本的対策の決定後、年金額は減額され

いるのが一つあります。しかしあつて、運用

三月によって行われたこの事態をどう解消するか

という、二番目が含まれるんですね。さつき大臣も

谷井で、抜本的対策の決定後、年金額は減額され

いるのが一つあります。しかしあつて、運用

三月によって行われたこの事態をどう解消するか

という、二番目が含まれるんですね。さつき大臣も

谷井で、抜本的対策の決定後、年金額は減額され

いるのが一つあります。しかしあつて、運用

的な解決をしていくのかということは、今後、私

どもの方でも考えてまいります。

○加藤(勝)委員 私どもの方でもじやなくて、ま

ず私の方からお出しをいただきたい。そこから先

は、委員会という場所がありますから、それはい

るいの議論があると思いますが、まずは政府に

おいてしっかりと案を出していただきたいと思

います。

いずれにしても、委員長、この問題はまだまだ

尽きない部分がございます。先ほど田村委員から

長妻前大臣の参考人の話もありましたけれども、

その前提として、やはりこれだけ国民の多くの方

が高い関心を持っている。私のところにもメール

で、NHKで「ニュース深説」という番組があつ

て三月五日に放映されたら、三百近いコメントが

番組のサイトに送られている。加藤さん、それを

見てくれとさうから、私もさう見させて

いただきました。

それだけ关心の高い問題でありますし、それが

もう四月十五日の支給というのも近づいてき

ているのですね。そして、今あつた五千人を超

える方々の疑惑をどうするかという問題、目の前

に来ているわけでありますから、これは徹底的に

この委員会で、しかも早期に集中審議をしていた

だくことをお願い申し上げて、私の質問を終わら

せていただきたいと思います。

○牧委員長 理事会において前向きに協議をした

と思います。

次回は、明日水曜日午前八時五十分理事会、

午前九時委員会を開会することとし、本日は、こ

れにて収めいたします。

午後苦悶十九分解散会

るんです。

外國の民團によつて選舉を手伝つてもらつてい
る、これどうですか。

○國務大臣(枝野幸男君) 私が承知をしている事
実だけ申し上げますが、私個人は全く応援をいた
だいていることはございません。

それから、昨年の參議院選舉、余り思い出した
くありませんが、私は黨の幹事長でございました

が、民主党として外国人の方の団体である当該組
織に選舉の応援をお願いをしたり応援を受けたと
いう事實は、當時の幹事長として全く認識をして
おりません。

○山谷えり子君 私は民團の新聞を熟読しております
が、いかに頑張つてやつたかということが書
かれていますよ。

○山谷えり子君 今春採択の四月から配られる小学校
の教科書、君が代、國旗・國歌は大切にするよう
にと書いたにもかかわらず、君が代の圖がルパン
三世、もう一つの教科書は君が代の圖がアニメの
吹き替えの方のコメント……

○委員長(前田武志君) 持ち時間が参つております
。○山谷えり子君 つまり、國歌とアニメを同列に
しようというよつた何か戦略があつたんじゃない
か。これで九五%のシェアなんです。
子供たちを大切にしてください。自分たちのイ
デオロギーの、そうしたものに使わないでいただ
きたいと思います。

○委員長(前田武志君) 以上で山谷えり子君の質
疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、加藤修一君の質疑
を行います。加藤修一君。

○加藤修一君 公明黨の加藤修一でございます。
まず最初に説明に質問をいたしますけれども、
今、本予算の審議をやつている最中でありますけ
れども、平成二十三年度予算でありますけれども、
また衆議院におきましては予算関連法案の審

議に入つてゐるよう聞いております。

説明の今までの言動を聞いておりますと、本予
算とか関連予算の関係については通らないのが野
党のせいであるかのようだ、そういう雰囲気を醸
し出しているような感じがいたすわけなんですけ
れども、菅総理、これまで例えの話でありますけ
れども、すさんな設計図に基づいていわゆる粗悪
な自動車、それも燃費も極端に悪く、ハンドル操
作も難しい、どこに行くか分からず、中に便乗
する人は危なくてしょうがないと。そんな車を
造つておきながら、まあこれは別々の話であります
けれども、車検が通らないと。なぜ車検を通さ
ないんだ、それは車検をやっている人が悪いんだ
と、そういうふうに言わんばかりの言動だと私は
思つております。

私は、総理、マニフェストの破綻はもう明らか
であると思っております。國民の皆さんは、修正
できるならば修正してほしい、そういう意見が非
常に多いと。総理は、マニフェストを修正して、
もちろん、修正する前に國民の皆さんに陳述をし
て修正するということにならなければならないわ
けでありますけれども、マニフェスト撤退宣言
それを出すべきだと思ひますけれども、どうです
か。

○内閣総理大臣(菅直人君) マニフェストについ
ては、かなりのものについてかなり具体的に前進
をしていることは御承知のとおりであります。子
ども手当についても、初年度一万三千円、そして
今、この提案をさせていただいている法案あるいは予
算では三歳児まで二万円ということになりました
し、また高校の無償化も進んでおります。さらには、農業戸別所得補償もスタートをしておりま
す。

そういう意味で、マニフェストについて破綻
が明らかとされるのは私たちの認識とはかなり
違つております。同時に、確かに予定どおりで
きかないガソリンの暫定税率などもありまし
て、任期半ばを迎えるころまでには検証も行い
たい、こういう姿勢で臨んでいるところであり
いうようなことは全く考えておりません。

ます。

○加藤修一君 新聞のいわゆる世論調査によりま
すと、二〇一二年度予算関連法案が年度内に成立
しなかつた場合、責任は政府・与党の方が大きい
と思う人は五六%。それから、今のマニフェスト
の話でありますけれども、状況に応じて修正すべ
きだ、これは七八%ということなんですね。國民
の意見はそういうところに向かつているというふ
うに「こうことができる」と思ひます。

あるいはもう一つ別のアンケート調査によりま
すと、これは地方自治体の首長のアンケート調査
でありますけれども、首長の七五%が民主政権許
されずと。いわゆるその八七%の首長が衆議院選
挙時の政権公約の見直しを求めていたと。代表的
なものは子ども手当の支給の関係等を含めて、政
権に対する評価として、大いに評価するのは一%

満たないと、あるいは全く評価していないのが一
五%を占めたと、こういう結果でありますけれど
も、そういう意味では十五倍の聞きがあるとい
うことなんですね。

私は、そういう意味では國民の皆さんはそろそ
ろ納得ではないかと、こういうふうに「ついてい
るように私は思いますけれども、菅総理、どうお考
えですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 政策についていろいろ
な議論があることは承知をいたしております。
どういう意味で朝日と書われたのか分かりませ
んが、私はいつも申し上げておりますように、政
権交代をある程度繰り返している先進国において
はやはり、例えば四年間の任期、イギリスの場合
だと五年であります。そのための段階で、その間や
つたことについて國民の皆さんがから
でなければまた政権交代になりますし、それが評
議されれば政権が継続すると、そういうことであ
ります。現在政権交代から約一年半余りが過ぎ
ておりますが、いろいろな議論があることは大い
に結構ですが、その段階で何か責任を放棄する
と、そう考えておりまして、そうした方向を含め
て今、細川大臣の方で最終的な方向性を、憲務大
臣等とも相談をして方向性をきちっと定めていた
だいてる段階であります。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今回の連用二号の出
題で、課長の通達ですか、通知ですか、そういう
形で対応したということについて、現在、細川大
臣の方でそれに対する対応を検討していただいて
いるところであります。

私としては、そうした極めて重要な問題を課長
の段階で決戦をしたという在り方については、い
ろいろ指摘がありますが、問題があつたと思つて
おりまして、やはり法律に基づく対応が望ましい
と、そう考えておりまして、そうした方向を含め
て今、細川大臣の方で最終的な方向性を、憲務大
臣等とも相談をして方向性をきちっと定めていた
だいてる段階であります。

そういう意味で、私もかつて厚生大臣を務め
たときにいろいろな情報が、当時は政務三役おり

ませんでしたが、上がつてこないことが多いいろいろある仲の役所とやり合ったことが何度もありますけれども、今回の問題も、そのことも含めてきちんととした対応を将来に向かってやらなければならぬし、やつてほしい、このように思つております。（発言する者あり）

決して役人のせいに、やじに答える必要はないわけですけれども、役人のせいと云つておるんじやなくて、今先生が言われたように、政務三役がきちんとやらなければならぬということを含めて、きつとした法律制度で対応してまいりました。○加藤修一君 ほかにこういうことがあるとは私は思つておりませんが、總理はこういうケースを踏まえて各省庁に、政務三役ですね、特に、そういつたことについてこういうことがないように指示はしましたか。

○内閣總理大臣（菅直人君） これは、私も多少いろんなケースをかつて経験をいたしました。もちろん、こういつたことが一般的にあっていいとはもちろん思いません、そのことについては必要に感じて開議や開原議會でも話をしております。改めてそのことも指摘をしておきたいと思います。

ただ、問題なのは、情報というのは、御存じのように、特に厚生労働省などは無限にと言つていらっしゃります。どの段階までをどのところで把握するのか。私は、今回のケースは当然政務三役が把握すべき問題だったと、そう思いますが、同時に、政務三役、まあ厚生省の場合、五人か六人だと思いますが、産業労働についてどこまでをある意味役所の方で対応し、どこからもののはきちんと上げさせるか、こういうことも含めて、これから政務運営の中へしっかりと対応するよう指示をしてまいりたいと思っております。

○加藤修一君 ある意味では超法規的、強制的なやり方だと私は思うんですね。例のハツカダムの関係についても、法律上の手続にのつとつてやらなければならぬにもかかわらず、一刀両断に発

言しているわけでありますから。そういうやり方はやはり慎んでいただきたいと思います。

外國からの献金を受けた前原前外務大臣の件についてでありますけれども、岡田幹事長は七日の記者会見で、外國人から献金を受けないよう、どのようにするか話し合うことが大切だ、各党間で協議したいと、このように言つておるわけありますけれども、私は民主党は巨大与党だと思うんですけど、非常に責任は重たいと。そういった意味では、筋度も必要ですし、説明責任も十分發揮させねばいけない。あるいは自淨能力も十分發揮させねばいけない。

そういうことからどうぞいきますと、この国田幹事長の話の前にやることがある。それは御党がやつぱりそういう意味をすべきですよ。前原前外務大臣のような重鎮の方がそういうことは知らなかつたという話じゃないですか。ある意味ではそういうことを言つておるわけであります。○内閣總理大臣（菅直人君） 岡田幹事長の発言、まだ細かく全ての趣旨を聞いておるわけではありませんが、私が理解しているところによれば、例えばインターネット献金などにおいて一万円とかを振り込まれたときに、その段階で振り込んでいたいた方の国籍はなかなか表示をするという形には一般的にはなつております。また、欧米の方であれば名前から判断することもできますけれども、いわゆる通称の日本によくある名前で使われている場合にはなかなか推測も難しい。

その皆さんも含めて協議をしようという趣旨で話をされたというふうに私は、少なくともそういうことも含めての話だつたと思つております。

そういう意味で、当然、法律は遵守しなければなりませんし、それに對して注意をしなければなりません。そういう意味で、それぞれの政府

室としてきちっと注意をすると同時に、党としてもこういうことが二度とないよう、しっかりと党の中でもそうしたことの山火事防止のためにどうすべきか検討させないと、こう思っております。

○加藤修一君 調査をすべきだと思つていますけど、どうですか、それは、

○内閣總理大臣（菅直人君） ですから、今申し上げましたように、まずはどういう形でこういう問題が果たして妥当なのかどうかということも點を、何といいましょうか、調査をするにしても、インターネットの場合に、じゃ、全部いただけそういうことを言つておるわけであります。

○加藤修一君 章々巡りしてもしようがありますが、原から次の問題に行きますけれども、地域再生基金強化交付金、これの意義、目的、役割等について説明お願いいたします。

○国務大臣（片山善博君） 地域再生基盤強化交付金でありますけれども、これは、地域再生でありますとか地域づくりの面で自治体の自由度をできるだけ高めるというところにそのポイントがあるだろうと思います。ただ、道路でありますとか、汚水処理施設でありますとか、それから港湾整備でありますとか地盤づくりの面で自治体の自由度をできるだけ高めるというところにそのポイントがある

私、昨年の九月に改造内閣で担当大臣になりますとか、ごく限られた領域ではありますけれども、しかし既存の複数の補助金と比較しますと、一定程度のその自由度が増しているという意義を感じられると思います。

今、予算で、一括交付金をこの予算の率の中に盛り込んでおりますけれども、さわばこの一括交付金の原則といいましょうか、ミニ一括交付金といいうような立派付けができるんではないかと担当大臣としては思つております。

○加藤修一君 これは昨年の臨時国会でも取り上げたことなんですが、やはりこれは行政の予見可能性、これが担保できないということで、またそういう信頼がなかなか回復できない部分があるのですから、改めて確認ということで質問をするわけであります。

結局、あの平成二十三年の概要要求ではゼロ在定になつてしまつて、最終的にそれは方針変更をして六百二十億を付けたという話でありますけれども、事業費ベースでは三千六百五十億円という非常に大きな数字ですね。いわゆる地方の様々な事業展開をやつしていく上では非常に貴重な財源であります。

そういう意味で、事業展開になつておるわけでありますけれども、原田幹事長がゼロ在定とおっしゃいましたけど、そういう意味であります。○国務大臣（片山善博君） これは、議員がゼロ在定とおっしゃいましたけど、そうじやなくて、そもそもその要求をしていなかつたというものであります。

私、昨年の九月に改造内閣で担当大臣になりますとか、ごく限られた領域ではありますけれども、しかし既存の複数の補助金と比較しますと、一定程度のその自由度が増しているという意義を感じられると思います。

しかし、この事業というのは、自治体の方では事業的に事業を行つわけであります。省内の自治体から見ればはじこを外された格好になつてしまつて、私なりにその点検をしてみまして、一種の手厳しいが多分あつたんだろうと思います。省内の自治的な事業評議といいますか、レビューでもつて要求しないことになつた。

しかし、この事業というのは、自治体の方では事業的に事業を行つわけであります。省内の自治体から見ればはじこを外された格好になつてしまつて、そこでこの場でもお答えしたと思いますけれども、予算編成過程において何らかの措置をとりたいと、私からも、それから野田財務大臣からもお答えいたしましたけれども、その予算編成過程での検討の結果、一定の予算額を確保していると、こういうことであります。

係の調査を進めております。現在、職員の人、学
会関係者への聴取を進めている最中であります。
できる限り早期に検証を終えたい、このように考
えております。

○高橋(千)委員 何ら具体的な答弁がなかつたわ
けですけれども、少なくとも、文案があつたとい
う事実と、パソコンを見ればわかるわけですか
ら、どこから出てきたのかくらいはわかるはずで
すよね。

○小林大臣政務官 現在、先ほどおつたように、
職員と学会関係者の双方から申告関係を聴取して
おります。聴取した上で検証したいと考えており
ますので、途中経過でお答えすることは差し控え
させていただきます。

○高橋(千)委員 文案は手元にありますし、これ
は原課からいただいておりますので、認めます
ね。

○小林大臣政務官 先生御指摘のそういう声明文
案が出されたということは承知をしております。

○高橋(千)委員 「肺がん治療薬イレッサ」の訴訟
にかかる和解勧告に対する声明文」ということ
で、これは案ということも書いてないわけです
けれども、表裏の最後のところに、「新たな治療
法や治療薬の開発は、多くのがん患者さんにとって
大きな願いです。この真摯な願いを阻害しかね
ない今回の和解勧告について、日本医学会として
懸念の表明を充します。」というふうに書いてあり
ますから、これがまさに医学会の声明の案として
出されたものであるというふうになると思うわけ
ですね。

一方、二十六日の読売新聞では、日本肺癌学会
に対しても、所見にコメントしてほしいなどと
メールしたとされています。また、医師の専門誌である「癌中」というところ
には、「イレッサ訴訟について」と題した依頼書が
ある。医薬品局規制医薬品副作用被害対策室
長の向浦佐から政務三役への御説明を振りつける
内容である、こういうことも記載をされておりま
す。

○小林大臣政務官 現在、関係者から聴取を進め
ているところでありますので、一通り聴取した上
で検証したいと考えております。途中経過でお答
えすることは差し控えたい、このように思いま
す。

○高橋(千)委員 小林政務官には聞いておりませ
ん。局長と岡本政務官に聞いています。

○小林大臣政務官 先ほどおつたように、調査
チームを立ち上げた経過を報告いたしました。私
の方で今この調査をしておりますので、先ほど
ほつたように、途中経過でございますのでお答え
することとは差し控えたい、このように思います。

○高橋(千)委員 ちょっとと、通告しているにもか
かわらず、答えない。これは別に、職員を呼んで
きて聞いているわけではないわけではありません。政務官
に聞いているわけですね、若狭する立場の方に、
小林さんではなくて岡本政務官に。なぜこれが答
えられないんですか。いや、もういいです、小朴
さんには聞いておりませんので。これは岡本さん
に聞いているんです。岡本さん、立てないんです
か。いいです、小林さんに立つてもらう必要はある
かもしれません。大臣に伺います。では、岡本さん
とで、チームを充足させて小林政務官にチームに
なつてもらつて、調査を今進めていただいている
ます。

○岡本大臣政務官 いや、私、別に立てないわけ
ではないんです。ただ、調査が今進んでいる最中
ですから、一部だけお話をするとどうか
ということもあり、先ほどのような話をしたとこ
ろであります。重ねての御質問でありますから
私がお答えをさせていただきますと、私の
立場だけお話をさせていただきますと、私の
立場ではないんです。それでは問題が進まない
ことです。やはり依頼文書が効力を發揮したのか、
内閣府の内部文書によつて、大臣自身もあるいは
首脳も、がん患者全体会の利害を考える必要があ
ります。やはり依頼文書が効力を發揮したのか、
被害者が分断されかねない世論づくりに因の関連が
あつた、そういう重大な問題なんです。これは、
期限を区切つて、そして事実を事前に認めて懲罰
するべきだと重ねて指摘をしたいと思います。

○高橋(千)委員 それだけのことをなぜためらう
のでしょうか。逆に、非常に不信感を持つわけで
あります。

大臣に求めたいと思うんですけど、やはり
これは組織的な問題ではないかという指摘がされ
ます。

ているわけです。このような手法がまさか日常茶
飯事に起つてゐるのではないかとさえ疑われる
を出ないわけです。

二十三日には東京地裁の判決を控えています。
これ自体が直接判決にかかわると云つてゐるわけ
ではないんです。しかし、真相がのらりくらりと
時間稼ぎになるのは、やはりどうぞもますい
です。遅くとも来週までと大臣が期限を区切り、
最終的な報告が出来ないのであれば、検証チーム

の公開あるいは中間報告、せめてそのくらいはや
るべきだ。毎週進行報告をしたこの間の情報操作、
が、報告までもなぜか毎週になつてゐることは
あってはいけないと思うんです。

大臣、いかがですか。

○細川国務大臣 この件に関しましては、予算委
員会で委員から御指摘がございました。私が方か
らこれを調査すると、しかも、これは高橋委員が
言われるように大変な不信任を招いたようなことで
ありますから、厳格に調査をするようになつて
ください。調査を今進めていために、この問題を立ち
上げて、チームを充足させて小林政務官にチームに
なつてもらつて、調査を今進めていただいている
ます。

○岡本大臣政務官 いや、私は方からは、委員が御指摘されました
ので、さうに督促をしておきたいと思います。

なお、私の方からは、委員が御指摘されました
ので、さうに督促をしておきたいと思います。

○高橋(千)委員 さらに督促ということでありま
した。ある程度期限を区切つてほしいという御質
問であります。ただ、調査が今進んでいる最中
であります。ただ、調査を今進めていために、
この後質問する運用三号の問題のよう
なことがあります。重ねての御質問でありますから
立場ではないんです。それでは問題が進まない
でありますことを重ねて指摘したいと思います。

私は、この後質問する運用三号の問題のよう
に、私は、半犯がわかつたら処分すればよいとい
う立場ではないんです。それでは問題が進まない
ことです。やはり依頼文書が効力を發揮したのか、
被害者が分断されかねない世論づくりに因の関連が
あつた、そういう重大な問題なんです。これは、
期限を区切つて、そして事実を事前に認めて懲罰
するべきだと重ねて指摘をしたいと思います。

また、調査の結果については、なるべく早く、
そして本委員会にも報告をお願いしたいという
ことを要望して、次に進みたいと思います。

次に、第二号被保険者の年金記録不整合問題、
いわゆる運用三号について伺いたいと思います。

ちょうど私が、二十四日の予算委員会でイレッ

訴というものではありません。今回の判断は、
敗訴というものです。その上で、製薬会社には「製
造販賣法上のいわゆる指示・警告との欠陥が
あつたと認められる。としました。そして、因に
前後に必要な安全衛生確保のための権限を行使し
なかつたことについて国家賠償法上の違法はな
い」とした上で、添付文書に「間質性肺炎を記載
するよう行政指導をしたにとどまつたことは、必
ずしも万全な規制緩和の行はであつたとはいわ
ない」と書いているわけあります。

つまり、製薬会社の責任を明確に認めながら、
は、因の責任を認めないとすることは、原告らにとつ
ては納得のいくものではありません。しかし、そ
のことをおいても、違法でないからよいというこ
とは、到底認めない判決なのです。因の責任を不
問とせず、今後のがん対策にも生かしていくべき
だ、この趣旨を読み取るべきだと思いますが、大
臣、もう一回、あれば

○細川国務大臣 この訴訟そのものにつきまして
は、因の方が勝訴したということもありまして、
これについては高橋委員の方からはいろいろとあ
るうかと思ひますけれども、私ももとしたら、今
後、この訴訟と関係なく、がん患者の皆さんの立
場に立つたがん対策をしつかり立てていくとい
うこと、これは前々から申し上げているとおりで
ございまして、そのことについては私ももとしつか
り進めたいと思います。それでは問題が進まない
こと、これは前々から申し上げているとおりで
ございまして、そのことについては私ももとしつか
り進めたいと思います。

○高橋(千)委員 乳癌肝炎を踏まえた検討委員会
の最終報告でも重要な指摘をされております
で、ここをしっかりと踏まえた対応を重ねてお願
いしたいと思います。

また、調査の結果については、なるべく早く、
そして本委員会にも報告をお願いしたいという
ことを要望して、次に進みたいと思います。

次に、第二号被保険者の年金記録不整合問題、
いわゆる運用三号について伺いたいと思います。

ちょうど私が、二十四日の予算委員会でイレッ

大阪地裁の判決は、單に因が勝訴、製薬企業が

その質問をする前に脚下議員のこの問題の質疑があつて、大混乱に巻き込まれてしまつたわけありますけれども、きのうからようやく厚生委員会で質疑が始まつたそのやさきに、既に昨夜のテレビ報道で、関係者の処分や法案の改正、その中身まで取りざたされている。ちょっとそれは委員会軽視ではないか、ちょっと待てというのが正直な気持ちであります。

そこで、まずは、八日には、昨日ですが、年金業務監視委員会から提言が提出されました。その趣旨について、総務省の内山政務官、簡潔に御説明ください。

○内山大臣政務官　高橋先生、御質問いただきましてありがとうございます。簡潔に答弁させていただきます。

昨日、運用三号の問題について、年金業務監視委員会としての意見が出されました。委員長から高橋大臣に意見を提出したところです。

概要は、「運用三号」は、その内容が国民年金法に違反する疑いがある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらすと考えられることが、発止すべきである。年金記録上、既に第三号被保険者の資格を失つているにもかかわらず、第二号被保険者として記載されている者に対して何らかの対策を講じる必要性があることを否定できません。早急に、公平・公正な対策を検討し、必要な立法措置を講ずるべきである。」

以上でございます。

○高橋(千)委員　簡潔にありますがどうございました。

資料は一応、その一部なんですねけれども、二枚目につけておきました。特に、「理由」のところ、アンダーラインを引いておきましたけれども、「違法の疑い」ということで、「法律上想定している金額を超えた年金給付を行うことを、立法措定によらず、厚生労働省の課長通知によつて画一的に認めるものであり、違法の疑いがある」と、大変厳しい指摘かなと思つております。

これがお手上げされているわけですから、それを受けて、昨日は夕方の六時から年金記録回復委員会が開催をされまして、大体一時間くらい議論されたのかなと思うわけでありますけれども、その後、資料の三枚目でございます、金は、攻で決議をされたと伺っておりますけれども、記録回復委員会の「第二号被保険者の記録不整合問題についての意見」という、姿のとれたものが厚生労働大臣にてに出されたものであります。

これを見ますと、あれつと思うんですね。例えば、「昨日、いわゆる「運用三号」については、昨年三月の当委員会の検査としては、やむを得ない対応であるとしたところだが、これについては、当時の状況からすれば、従前の対応との連続性の観点及び今後の是正策の観点から、一つの考え方であったと思料する。」と。

意味がわからないんですよ。一時間も議論しては、最終的な結論がでさ上がつております。

「二つの考え方」というのは、ほとんど責任も認められないし、あるいは厚生省の責任だとも言つておらないし、どういうことなのか。監視委員会の提言をどう受けとめたのか、伺いたいと思いま

す。

○大塚副大臣　昨日、私は、この回復委員会にずっと出席をさせていたいたいて、この今の先生が御指摘になつた意見書をまとめていただけプロセスを全部、当事者としてそこにおきましたので、よく状況は理解しております。

同復委員会の委員の先生方、たしか七人か八人だったと思いますが、全員が御発言になりました。暗黙裏に行われていたといふことが明らかになつた。

さて、この問題にどう対処していくかというふうに思つておられるが、今後適正な姿に戻していくにして、本当に無年金や低年金にならるるリスクのある

方々のことをちえると、それまでの対応とのつまり従前の対応との連続性の観点と、そして、

この手書きが入つていらつしやるというのと、この手書きのないものが最初委員長から原案でお示しになられて、委員の方のお一人の御指摘で、いや、それは従前の対応との連続性の観点からだけ攻で決議をされたと伺っておりますけれども、記録回復委員会の「第二号被保険者の記録不整合問題についての意見」という、姿のとれたものが厚生労働大臣にてに出されたものであります。

これがお手上げされているわけですから、明確化するということにも一つの理があつたのではないかという御意見が金印だつたんです。私もその内で聞いておりましたけれども、したがつて、この「拙の文書ができ上がっております。ただ、内山総務省政務官がお手をいたしましたように、それに立つて、総務省の年金業務監視委員会から御指摘の意見書が提出されました。そこには、「違法の疑い」と明記をされております。しかし、これは「違法の疑い」という年金業務監視委員会の御意見でありまして、もちろん直率に重視するかというのは立法府の判断であります。今向のこの年金業務監視委員会の御指摘というのと、私どもの今のこの政策においては、年金業務も、厚生労働省及び旧社会保険庁、日本年金機構だけの考え方で行うことなく、第二者的行政監視権能を持つ、総務省のもとに置かれた業務監視権能を持った、

まさにこうの一番の理由に占いてありますとおり、従前の対応との連続性、つまり、昭和六十一年から現実に運用三号と同じ状態が生まれていた中で、しかもそれが知らない間に行われた、暗黙裏に行われていたといふことが明らかになつた。

さて、この問題にどう対処していくかといふふうに思つておられるが、今後適正な姿に戻していくにして、まさにこの二つの理由に占いてあります。

○高橋(千)委員

私は、少し話を次に進めながら、もう一度聞いておきたいなと思うんですねけれども、年金業務監視委員会の提言は基本的には妥当ではなく、むしろ、このことによって、今後、より適正、公正な年金制度が構築されていくことに貢献するものというふうに思つております。

○高橋(千)委員　私は、記録回復委員会の議論が、昨日ではなくて昨年末の話については、「運用三

をしてきたじゃないかとおっしゃっている方が委員の中にいるわけですよ。そういうことを積み重ねてきての「やむを得ない」という結論であった。そういうことに対しても、やはりもつと真摯に受けとめがあつてよかつたのではないかなと。本当にそれで、結局、解決策の見当も、必要な助言を行ふとしないといふ点では、非常に懸念に思うな

うとしないといふ点では、非常に懸念に思うな

とめがあつてよかつたのではないかなと。本当にこれで、これまで決済をされたと伺っておりますけれども、記録回復委員会の「第二号被保険者の記録不整合問題についての意見」という、姿のとれたものが厚生労働大臣にてに出されたものであります。

○細川国務大臣　受けとめというのと、回復委員会の方でしようか、こういうことになつたことについてですか。(高橋(千)委員「はい」と呼ぶ)

これについては、年金業務監視委員会、そちらの方からも高橋大臣の方に意見書が提出されました。そしてまた、高橋大臣から私の方に御意見をおきました。その中では、この運用三号については廃止をし、そしてまた、法的な手続によつてこの問題は解決をするように、そういうような大変敬しい御意見もいただいたところでござります。そしてまた、回復委員会の方でも、法的な改革案について御提示をさせていただいたところでございます。

いろいろと混乱を生じたことについては、これは大変申しわけなかつたといふふうに思つております。

○高橋(千)委員　少し話を次に進めながら、もう一度聞いておきたいなと思うんですねけれども、年金業務監視委員会の提言は基本的には妥当ではなく、むしろ、このことによって、今後、より適正化についてはつきりとはいえないと思っております。最大のネックは、既にもらつている人の

意見書では「成定末了の者については、「運用三